

I 「発展的な学習を推進するための指導資料」小学校編における基本的な考え方

1 習熟の程度に応じた学習指導

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都実施）の分析結果から、学力の定着状況の分散化傾向を捉えることができ、より一層、基礎的・基本的な内容の確実な習得及び習得した知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養っていく必要があることが明らかとなった。これらの資質・能力の育成には、児童・生徒一人一人の個性を生かすための習熟の程度に応じた指導が大切である。

まず、習熟の程度の遅いグループへの対応として、児童・生徒の日常の学校生活の実態を十分把握し、児童・生徒の興味・関心を喚起し、到達度目標を明確にするとともに、段階的・系統的で丁寧な指導が効果的であると考えられる。

東京都教育委員会では、習熟の程度の遅い児童・生徒への指導の支援として、都の学力調査の分析結果から、東京都の児童・生徒が学習指導要領の国語科及び算数科・数学科の目標を達成し、内容を習得するに当たって、「学習の素地として確実に身に付けてさせておく必要がある資質・能力」とその段階的な指導を明らかにした「児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」を平成20年10月に作成・公表した。さらに、平成21年度には、新しい学習指導要領（平成20年3月告示）の内容及び平成20年度の都の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果、平成21年度の国の「全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、指導事例を加えて「東京ミニマム」の改訂を行い、説明会を開催したところである。

次に、習熟の程度の早いグループへの対応として、教科用図書だけではなく、教材開発による応用・発展的な内容を提示したり、課題選択や課題学習を設定したりするなどの指導の工夫が求められる。

東京都教育委員会では、習熟の程度の早い児童・生徒への指導の支援として、平成22年度「発展的な学習を推進するための教材・指導法の開発委員会（小学校）」を設置し、発展的な学習を推進するための教材・指導法の開発を行い、その成果として、本指導資料を刊行したところである。

さらに、平成23年度は、「発展的な学習を推進するための教材・指導法の開発委員会（中学校）」を設置し、発展的な学習を推進するための教材・指導法の中学校編の開発を行う予定である。

2 発展的な学習の定義と育成したい資質・能力

学習指導要領に示す内容を十分に身に付けている児童・生徒に対しては、個に応じた指導の充実を図る観点から、児童・生徒の能力・適性・興味・関心等に応じて、さらに学習を広げたり、深めたり、進めたりすることが求められる。

東京都教育委員会では、発展的な学習について「学習指導要領に示された内容の理解を一層

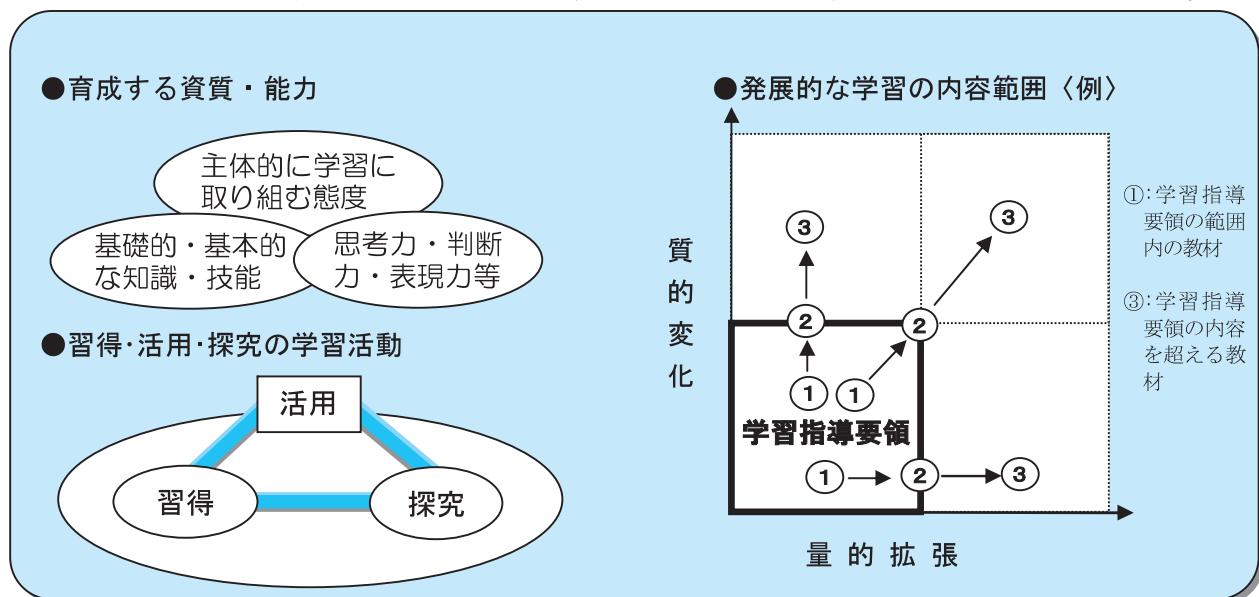
深める学習や、さらに進んだ内容についての学習」と定義した。この定義により、発展的な学習を次の2点から設定した。

第1点は、学習指導要領の内容をさらに深めたり、広げたりする学習である。

第2点は、学習指導要領の内容を超える学習である。

また、「習得」・「活用」・「探求」を学習活動で捉えるならば、発展的学習は、課題を解決するために習得した知識・技能を活用し、思考力・判断力・表現力を育成する、「活用」・「探求」の学習活動が中心となる。但し、「習得」・「活用」・「探求」は、「探求」から「活用」に進んだり、「活用」から「習得」に進んだりすることもある。

このように、これらの発展的な学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をより一層育むとともに、主体的・意欲的に学習に取り組む態度を培っていくことが大切である。



3 学習指導要領における「発展的な学習」の位置付け・留意点について

東京都教育委員会では、学習指導要領に示す内容を十分身に付けている児童・生徒に対しては、個に応じた指導の充実を図る観点から、児童・生徒の能力・適性・興味・関心等に応じて、さらに学習を広げたり、深めたり、進めたりするための発展的な学習が大切であると考えている。

文部科学省においても、平成14年1月17日、「確かな学力向上のための2002アピール『学びのすすめ』」において、「学習指導要領は最低基準であり、理解の進んでいる子どもは、発展的な学習で力をより伸ばす」と示している。このことを踏まえ、発展的な学習は、平成20年3月に告示された「小学校学習指導要領 総則」の「第2 内容等の取扱いに関する共通的事項」及び「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」において、「2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる」、「(1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること」と位置付けられている。

また、発展的な学習の留意点として、「小学校学習指導要領 総則」の「第2 内容等の取扱いに関する共通的事項」に示されているように、発展的な学習が、児童にとって負担過重とな